



NO. 192
2012.10.31

発行
国土交通省管理職
ユニオン
所在地
東京都千代田区霞ヶ
関 2-1-2 中央合同庁
舎 2号館
TEL 03-3509-1138
Eメール
k-union@alpha.ocn.
ne.jp
ホームページ
http://www7.ocn.
ne.jp/~k-union

退職金切り下げ ↓ 昇格抑制の相乗作用の結果 官民格差以上の四四〇万円の大幅切り下げ

政府は、人事院の「退職給付の官民比較調査結果で、国家公務員の退職給付が民間より平均四〇二万六千円高い」という報告を受け、「有識者会議」の議論を経て、八月七日退職金支給水準の引き下げを閣議決定しました。加えて、その翌日の八日に、人事院は「五〇歳代職員への給与抑制」を勧告しました。その結果、私たちの退職金は、昇格抑制の相乗作用により、民間より約四〇万円も安くなるという大問題が発生しています。

今回の政府と人事院の改悪内容を具体的にみてみますと、次のようになります。

表1は、退職金の計算方法ですが、この計算式にある②の調整率を一〇四%から八七%に下げるとというのが今回の退職金の改悪法です。ただ、切り下げ方法は激減を避けるため表2のように、平成二六年七月の間三段階に分けて削減することになっていきます。

この削減時期がそれぞれ年度途中になっているため、切り下げ前に定年

＝退職金計算式＝ 表-1
5-85から昇格した場合を想定しています。
本俸×①×②+ (③×④在級月数+⑤×⑥在級月数) =退職金

- ①定年退職最高月数 57ヶ月
- ②調整率 表-2
- ③調整額 表-3の6級の金額
- ④6級在級月数 6級に在職していた月数
- ⑤調整額 表③の5級の金額
- ⑥5級在級月数 5級に在職していた月数

④と⑥の計は最多60ヶ月分

表-2 退職金の減額【閣議決定】

<期間>	調整率
現行	104/100
H25. 1. 1~H25. 9. 30	98/100
H25. 10. 1~H26. 6. 30	92/100
H26. 7. 1以降	87/100

退職を待たずに、自己都合退職した方が退職金が多いという現象が発生します。

表-3 調整額

区分	対応する職員	調整月額
6	行(一) 7級	41,700
7	行(一) 6級	33,350
8	行(一) 5級	25,000
9	行(一) 4級	20,850
10	行(一) 3級	16,700

その比較をしたのが表4です。近々招集される臨時国会で「改悪法案」が成立すれば、調整率が削減される前後では、一四〇万円程度の差が生まれることになります。

表5は、二〇一二年の人事院勧告による昇格抑制により、六級昇格しても現在の号俸より低い格付けとなり、計算対象本俸が安くなります。その結果、人事院の「平均四〇二万六千円民間より高い」という報告を受け、調整率を変え、国家

表-4 平成24年度定年退職者の場合

昇格(5-85→6-65)退職18ヶ月前

現行法の場合 $416,200 \times 57 \text{ヶ月} \times 1.04 + (18 \times 33,350 + 42 \times 25,000) = 26,322,636$

1月1日前退職 $416,200 \times 57 \text{ヶ月} \times 1.04 + (15 \times 33,350 + 45 \times 25,000) = 26,297,586$

3月末定年退職 $416,200 \times 57 \text{ヶ月} \times 0.98 + (18 \times 33,350 + 42 \times 25,000) = 24,899,232$

昇格(5-85→6-65)退職12ヶ月前

現行法の場合 $414,900 \times 57 \text{ヶ月} \times 1.04 + (12 \times 33,350 + 48 \times 25,000) = 26,195,472$

1月1日前退職 $414,900 \times 57 \text{ヶ月} \times 1.04 + (9 \times 33,350 + 51 \times 25,000) = 26,170,422$

3月末定年退職 $414,900 \times 57 \text{ヶ月} \times 0.98 + (12 \times 33,350 + 48 \times 25,000) = 24,776,514$

表-5 平成26年度定年退職者の場合 (現在の改悪法が成立するとこの計算となります)

昇格(5-85→6-55)退職18ヶ月前

現行法の場合 $416,200 \times 57 \text{ヶ月} \times 1.04 + (18 \times 33,350 + 42 \times 25,000) = 26,322,636$

平成26年6月末退職 $408,500 \times 57 \text{ヶ月} \times 0.92 + (9 \times 33,350 + 51 \times 25,000) = 22,996,890$

平成26年7月1日以降 $408,500 \times 57 \text{ヶ月} \times 0.87 + (18 \times 33,350 + 42 \times 25,000) = 21,907,815$

「改悪法成立による退職金削減額」
 $26,322,636 - 21,907,815 = 4,414,821$

反対署名の強化を

公務員の退職金削減を強行しようとしています。実際は、それ以上の削減(四四、一万円の削減)となり比較すると四〇万円以上民間退職金より安くなりま

人勧実施後の昇格

現行 五級八五号→六級六五号(四一四、九〇〇円)が
改悪後 六級五五号への昇格抑制(四〇八、五〇〇円)へ

国民世論を誘導しての

宿舎料金値上げは許せません

財務省が基本方針を示唆 宿舎費を2倍近くに値上げ

財務省は現在の国家公務員の宿舎料を二倍近くに値上げする基本方針を国公労連に通告してきています。値上げの理由は、「公務員宿舎は、いらぬという世論」があり、「公務員宿舎に税金を投入するな」の方針に基づくものとしています。

宿舎五万六千戸(全二一
万八千戸の二三・五%)の削減、全国で二、三九三住宅の廃止、宿舎使用料の引き上げ等の方向が、財務省の「国家公務員宿舎のあり方」についての有識者会議(二〇一一年二月一日「国家公務員宿舎の削減計画」)で打ち出されてきました。今回の財務省の説明では、「現在の二一萬八千戸の宿舎について、今後五年を目途に五万六千戸程度減らし、一六万三千戸程度にしていく。使用料の値上げ幅は、この一六万三千戸の宿舎使用料のみで宿舎を維持管理していくことから逆算して算出する。その結果、

宿舎料の値上げ幅は、現在の一・八倍から二倍になる。」とのこと。また、駐車場料金も値上げされる見込みです。具体的には、宿舎の維持管理費用は年間約五五〇億円に対して、現在の使用料合計が二八〇億円ということですので、これに基づく単純計算では、一・九六倍の値上げになってしまいます。

「公務員宿舎はいらぬという世論」は、一部マスコミが書き立てる「安すぎる公務員宿舎」「恵まれる公務員宿舎」から出発していますが、本当に公務員宿舎料は安いのでしょうか？公務員宿舎があるという事は恵まれすぎていることなのでしょうか？

表① 宿舎料の官民比較 (円)

	C 55~70m2	D 70~80m2
民間全国平均	21,513	23,056
国公全国平均	18,362	32,501
現在の差	-3,151	9,445
国公値上げ後	35,990	63,702
民間東京平均	25,322	24,322
国公東京平均	30,526	58,911
現在の差	5,204	34,589
国公値上げ後	59,831	115,466

本当でしようか 「公務員の宿舎料は安い」

上表①は、平成二二年の「人事院『民間企業の勤務条件制度』調査結果による国家公務員宿舎使用料(月額)比較表」です。これに關しては、平成二三年一月一七日付けで財務省理財局が公表した「国家公務員宿舎関係資料」にも転載されているものです。

これによるとCタイプについては、全国平均で見ると民間より確かに三千円程度国家公務員宿舎が安くなっています。しかし、Dタイプだと九千円程度民間

全国平均の方が安くなっています。東京二三区内では、国家公務員宿舎が五千円から三万五千円程度高くなっています。

従って、一概に「安すぎる公務員宿舎」という実態ではないのです。

左表は、同じく平成二二年の「人事院『民間企業の勤務条件制度』調査結果による民間企業の社宅保有状況表」です。

この表からもわかるとおり、企業規模一〇〇人以上で転勤のある企業の社宅(借り上げ社宅も含む)は、七四%以上の企業が社宅を保有していることが明らかです。

決して国家公務員が飛び抜けて「公務員宿舎」に入居でき、恵まれているわけではないのです。

更に言えば、一六万三千戸の維持管理費が妥当な金額なのかどうかなどの問題は、たくさんあります。

基本的には、宿舎というものは「労働条件」であり、政府の一方的な通告で決定できるものではなく、労使間で協議すべきものです。

「安すぎる公務員宿舎」「恵まれる国家公務員」は、民間労働者や国民の閉

塞感やその怒りを一連の公務員ハッシングでこまかそうとする政府や財界の世論誘導の一環なのです。連年にわたる公務員賃金の切り下げ、定員削減の中、さらに追い打ちをかけるような宿舎料の値上げ提案が、政府や財界の世論誘導の一環として実行されたらたまりません。

表② 民間社宅保有状況

	企業規模	社宅有り(複数回答)			社宅なし	不明
		自社保有	借り上げ	全体では		
全企業	500人以上	46, 2	72, 0	79, 9%	20, 0%	0, 1
	100人以上	25, 5	45, 7	55, 7%	44, 0%	0, 3
転勤のある企業	500人以上	50, 3	81, 2	87, 3%	12, 7%	—
	100人以上	30, 7	67, 6	74, 8%	25, 2%	—

平成22年 人事院「民間企業の勤務条件制度」調査結果より

